

## 議案第45号

### 港区特別区税条例等の一部を改正する条例について

「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号及び令和2年法律第26号）」の施行に伴い、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）及び港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第4号）の一部を改正し、規定を整備します。

#### 1 改正内容

##### （1）未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

###### ① 区民税の所得割非課税対象者の見直し（第1条関係）

現に婚姻をしていない者（配偶者の生死不明を含み、未届の配偶者があ  
る場合を除きます。）で、同一生計の子で前年の総所得金額等が48万円以  
下の者を有し、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の者（以下「ひと  
り親」といいます。）のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の者に  
ついて、区民税所得割の非課税対象者に追加します。

###### ② 区民税の所得控除の見直し（第1条関係）

ひとり親である者に対し、ひとり親控除（30万円）を新設します。

なお、特別寡婦控除、寡夫控除はひとり親控除に統合し、寡婦控除の適  
用要件に所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設けます。

現行		改正後	
種別	控除額	種別	控除額
寡婦（子なし）	26万円	寡婦（子なし）	26万円
特別寡婦（子あり）	30万円	ひとり親	30万円
寡夫	26万円		
未婚のひとり親	なし		

###### ③ 区民税の所得割非課税対象者の改正（第3条関係）

ひとり親が非課税対象者になることに伴い、令和元年に改正し令和3  
年1月1日施行予定であった、所得割非課税対象者に単身児童扶養者を  
追加する部分を削除します。

## (2) 特別区たばこ税の見直し（第1条及び第2条関係）

- ① 紙巻たばこに類似した軽量な葉巻たばこ（リトルシガー）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低換算率を設定します。ただし、一定の経過措置を講じ、最低換算率を2段階で引き上げます。

	現行	経過措置 (令和2年10月～ 令和3年9月)	改正後 (令和3年10月～)
葉巻たばこ	葉巻たばこ1gにつき紙巻たばこ1本に換算する。	葉巻たばこ1gにつき紙巻たばこ1本に換算する。 <u>ただし、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこ）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する。</u>	葉巻たばこ1gにつき紙巻たばこ1本に換算する。 <u>ただし、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこ）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する。</u>

- ② 輸出たばこ等の特別区たばこ税の課税免除を行う場合の条件（課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限ります。）を設け、手続を簡素化（添付書類不要）します。

## (3) 新型コロナウイルス感染症関係（第1条関係）

- ① 軽自動車税の環境性能割の非課税の特例

現在、消費税増税に伴う消費落ち込み対策のため、令和2年9月30日まで一定の軽自動車の取得に関して、環境性能割を課さないと定めていますが、これを新型コロナウイルス感染症に係る消費対策として、令和3年3月31日まで半年間延長します。

- ② 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」といいます。）に規定する指定行事のうち区長が指定するものの中止、延期、規模縮小等により生じた入場料金等の払い戻しの権利を放棄した場合、寄附金を支出したものとみなし、寄附金税額控除を受けられるようにします。

- ③ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた者の住宅借入金特別控除を受けられる期間を、1年延長します。

#### (4) その他規定の整備（第1条関係）

- ① 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例を3年延長します。【令和3年度まで⇒令和6年度まで】
- ② 優良住宅地造成長期譲渡所得の課税の特例を3年延長します。【令和2年度まで⇒令和5年度まで】
- ③ 地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例に用いられる「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が変更されたことに伴い、規定を整備します。なお、実質的な延滞金の割合の算出には、影響ありません。
- ④ 低未利用土地の活用を促進するため土地基本法が改正されたことによる租税特別措置法の改正（低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設）に伴い、規定を整備します。
- ⑤ 地方税法の改正に伴い、条文番号等が変更になったもの等について、規定を整備します。

## 2 施行期日

- (1) 上記 1 (1)、(4) ④ 令和3年1月1日
- (2) 上記 1 (2) ① 令和2年10月1日及び令和3年10月1日
- (3) その他 公布の日